



# 文化学園リポジトリ

Academic Repository of BUNKA GAKUEN

服飾文化共同研究拠点／文化ファッション研究機構

Joint Research Center for Fashion and Clothing Culture / Bunka Fashion Research Institute

文化学園大学

*Bunka Gakuen University*

文化服装学院

*Bunka Fashion College*

文化ファッション大学院大学

*Bunka Fashion Graduate University*

文化外国語専門学校

*Bunka Institute of Language*

Title	スティムソン・ドクトリンと1930年代初頭のアメリカ外交
Author(s)	中沢, 志保
Citation	文化女子大学紀要. 人文・社会科学研究 19(2011-01) pp.29-45
Issue Date	2011-01-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10457/1064">http://hdl.handle.net/10457/1064</a>
Rights	

# スティムソン・ドクトリンと 1930 年代初頭のアメリカ外交

中 沢 志 保\*

## The Stimson Doctrine and U.S. Diplomacy in the Early 1930s

Shiho Nakazawa

**要 旨** 本稿は、20 世紀前半期のアメリカにおいて主要な対外政策の立案と決定に関与したヘンリー・スティムソン (Henry L. Stimson) を引き続き考察するものである。本稿では特に、柳条湖事件に始まる日本の中国への侵略に対してアメリカがどう対応しようとしたかを検討する。具体的には、第一次世界大戦後の国際秩序が崩壊していく 1930 年代初頭において、日本の軍事行動に対し、「スティムソン・ドクトリン」という形で「倫理的制裁」を課そうとしたスティムソンの外交を分析する。

キーワード ヘンリー・スティムソン 1930 年代 アメリカの東アジア外交

### I. はじめに

本稿は、筆者による一連のスティムソン (Henry L. Stimson) 研究<sup>1)</sup> の中に位置づけられる。本稿では、特に第一次大戦後の国際秩序が崩壊していく兆しを見せ始めた 30 年代初頭の時期に焦点を合わせ、当時国務長官の地位にあったスティムソンがアメリカ外交をどう展開しようとしたかを考察する。

両大戦間期は、国際関係史の視点から見れば、第一次大戦後の国際的な枠組み (ヴェルサイユ体制) を維持し、紛争の平和的解決のための組織づくりを推進した前半期と、ヴェルサイユ体制の崩壊に伴い様々な大戦の誘発要因が顕著となる後半期に分けられる<sup>2)</sup>。

前半期のヨーロッパにおいては、敗戦国ドイツと連合国 (協商国) との間に結ばれた講和条約であるヴェルサイユ条約に基づくシステムが国際社会の要となった。「書き取られた平和条約 (dictated peace)」<sup>3)</sup> という異名を持つこのヴェルサイユ条約は、ドイツにとって極めて過酷な内容を備えていた。たとえば、近代史上ほかに例を見ないほどの完全に近い武装解除や、天文学的な賠償金の支払いを、敗戦国に要求していた<sup>4)</sup>。しかし全体的に見れば、前半期のヨーロッパ社会には、第一次世界大戦への反省と、紛争を防止しようとする強い思いが存在したと言われる<sup>5)</sup>。

両大戦間期前半のアジアを支えた国際的な枠組みに関しては、アメリカが終始主導的な役割を果たした。1921 年から翌 22 年にかけてワシントンで開催された国際会議は、これを象徴的に物

\* 本学教授 国際関係学

語る。同会議では、中国に対する政治的経済的なアプローチに関して、列強諸国間での一定の合意が「9カ国条約」<sup>6)</sup>という形で確認された。これは、関係諸国が中国の領土および行政的な保全を尊重しつつ、同国との通商においては機会均等の原則を適用するというものである。基本的には、門戸開放主義<sup>7)</sup>を条約化したこのような政策は、中国の分割や植民地化を防いだ上で、対中国貿易における後発国（アメリカ）のデメリットを極小化しようとする意図も備えていた。第一次大戦後に圧倒的な経済力を背景に国際舞台に躍り出たアメリカが、東アジアという広大な市場の安定的確保を念頭に置いていたことは疑う余地のないものであろう。スティムソンのアジア外交の背景となるこれらの状況に関しては、本論で詳述する。

両大戦間期の最大の転換点は、1920年代末に起こった世界恐慌であろう。ニューヨークの株価の暴落から始まったこの恐慌は、1930年代前半にはほとんどの国や地域に波及し、特に、法外な賠償支払いを義務付けられていたドイツの経済・財政破綻を不可避のものにした。ヒトラーの表現によれば、ドイツ民族がその「生存権」<sup>8)</sup>を脅かされる状況に陥ったのである。「生存権の回復」という表現によって、ナチスドイツが自らの侵略行為や大虐殺を正当化したことを大目に見ることは断じてできないが、当時のドイツを襲った尋常ではない落ち込みを想像することはできる。

世界恐慌から第二次大戦勃発までの約10年間を両大戦間期後半と呼ぶならば、ヨーロッパでの後半期は、ドイツによるヴェルサイユ条約の一方的な破棄に基づく諸政策<sup>9)</sup>で特徴づけられよう。また、アジアでの後半期に関しては、1931年9月の柳条湖事件に始まる日本軍の満州侵略と、欧米特にアメリカの対応という視点から状況を把握するのが一般的であろう。恐慌の勃発直前にフーヴァー（Herbert Hoover）政権下の国務長官に就任したスティムソンは、したがって、両大戦間期のもっとも大きな転換期においてアメリカ外交を主導する立場にあったと言える。本稿が考察しようとするのは、この時期のスティムソンである。

本論に入る前に、本稿が依拠する主要文献について説明しておきたい。まず、すべてのスティムソン研究における基本的な一次資料として、『スティムソン日記』<sup>10)</sup>、ならびにスティムソンの『回顧録』<sup>11)</sup>があげられよう。また、スティムソンが自身のアジア政策を総括した著書<sup>12)</sup>も本稿の有力な一次資料になる。さらに、国務省の外交文書である *Foreign Relations of the United States*（以下、*FRUS*と記す）やその他の公文書も関連部分を参照した。二次資料に関しては、一次資料での裏付け作業を経た信頼に足る研究書のみを列挙する。代表的な研究書は、マローイ（Sean L. Malloy）の『核の悲劇』<sup>13)</sup>、シュミッツ（David F. Schmitz）の『ヘンリー・スティムソン』<sup>14)</sup>、ホジソン（Godfrey Hodgson）の『陸軍大佐』<sup>15)</sup>の3点であろう。

## II. ワシントン体制

第一次大戦後、国際社会における勢力バランスは劇的な変化を遂げた。同大戦の戦場となったヨーロッパにおいては、戦勝国と敗戦国がともに疲弊し、アメリカに対する債務国の地位に転落した。また、ロシア革命を経て共産主義を目指したソ連は、周知のように、1918年3月単独でドイツと講和条約（ブレスト＝リトフスク条約）を締結して、戦争および資本主義経済圏から

離脱した。したがって、莫大な軍需利益を土台にして、戦後急速な経済発展への道を模索することが可能となったのは、列強諸国の中ではアメリカと日本の2カ国だけであった。

日英同盟を口実にして、1914年8月に第一次大戦に参戦した日本は、同大戦を「千載一遇の大局」<sup>16)</sup>と捉え、勝利者側に入ることにより、自国を欧米の列強諸国と同等の地位に引き上げようとした。1915年、中国の袁世凱政府に対して、ドイツの山東省における権益の譲渡などを要求したいわゆる「21か条要求」<sup>17)</sup>は、その後に展開される日本の勢力拡大政策の前哨戦的な特徴をもっていた。日本のこのような進出は、当然中国の反日気運を激化させたが、同時に欧米諸国の日本に対する警戒心を高める結果ももたらした。それまでは、「自国の太平洋地域での利権の維持の代償」として、日本の満州における活動を容認していたアメリカも<sup>18)</sup>、日本の膨張主義に対抗する必要を認識し始めた。アメリカが、1921年11月から翌22年2月にかけて、軍備制限と東アジア・太平洋問題の二つの大きなテーマを検討するための国際会議（「ワシントン会議」と総称される）を開催した事情には、以上のような背景が存在した。

ワシントン会議は、主要国間の海軍軍備制限条約（5カ国条約）<sup>19)</sup>、この時期におけるアメリカの対中政策を条約化した9カ国条約、太平洋地域に関する4カ国条約<sup>20)</sup>の3条約を締結して、1922年2月6日に閉幕した。これらの条約に基づく国際社会の枠組みはワシントン体制と呼ばれ、ヨーロッパにおけるヴェルサイユ体制とともに、1920年代の国際秩序の要を形成した。すでに指摘したように、アメリカが主導したこのワシントン体制における主たる狙いは、東アジアにおける日本の独占的な地位を排除し、同地域における自国の経済的・政治的および軍事的基盤を形成することにあった。

両大戦間期の国際関係を概観する際に見落としてはならないもうひとつの枠組みは、国際連盟（以下、連盟と記す）の存在であろう。よく知られているように、ヴェルサイユ条約でその設立が決められた連盟は、それまでの権力政治的な問題解決を否定し、国際法と国際機構を整備することで国際平和を達成しようとするどちらかといえば理念先行型の安全保障機構であった。しかし、これも周知のように、アメリカの不参加とソ連の排除を前提とした連盟は、小国間の紛争は解決できても、列強諸国の利害が絡む紛争の処理に関してはまったく無力であった<sup>21)</sup>。

それでも、連盟が世界的な軍縮を進めようとした事実は重要である。ワシントン会議での重要なテーマのひとつが、海軍大国間での軍備制限であったことから分かるように、ヴェルサイユ条約に未加盟のアメリカであっても、ワシントン体制下での国際秩序の形成には参加することが求められたのである。また、同体制下での軍縮交渉が契機となり、その後、連盟外の場で軍縮並びに戦争防止を目指す動きが活発になった。典型的な例は、1925年のロカルノ条約<sup>22)</sup>と1928年の不戦条約（ブリアン＝ケロッグ条約）<sup>23)</sup>であろう。特に後者は、スティムソンが満州事変後の日本の行動を批判する際の法的な基準となった国際法である。また、同条約の「国家の政策の手段としての戦争を放棄する」という文言は、国際法上画期的な意味を持ち、日本国憲法第9条の「先蹤」<sup>24)</sup>とも位置づけられると評価される。つまり、スティムソンが外交を担当したワシントン体制下では、東アジアにおける日本との主導権争いという現実的な側面と、軍縮と平和の達成という理念的な側面における検討が同時に求められたのである。

このように、両大戦間期の前半においては、ヴェルサイユ条約並びに同条約から生まれた連盟（以下、「ヴェルサイユ・連盟体制」と記す）とワシントン体制が、関係諸国の利害対立を露呈させながらも相互補完的に国際秩序の形成に貢献していたといえる。ところが、すでに述べたように、1920年代末に始まった世界恐慌は、世界の資本主義経済を根底から切り崩しただけでなく、列強諸国の帝国主義的な膨張政策を誘発させる結果を招いた。1930年代半ばになると、両大戦間期の前半に苦労の末に形成された国際秩序の枠組みが、音を立てて崩れる状況に陥ったのである。

### Ⅲ. ロンドン会議と対中南米政策の転換

1929年3月に国務長官に就任したスティムソンの最初の2年間におけるモットーは、「平和と信頼 (peace and trust)」<sup>25)</sup>であり、「相手を信頼できる人間にするには、まずこちらが相手を信頼しなくてはならない」<sup>26)</sup>という信念であったという。一見現実離れした理想主義に聞こえるこれらのスティムソンの発想は、実は自身の長年の経験に裏打ちされたたかな政治・外交観から生まれたものである<sup>27)</sup>。両大戦間期前半の国際政治状況と照らし合わせてみると、ヴェルサイユ・連盟、ワシントン両体制の下で、大規模な国際紛争が曲がりなりにも押さえ込まれていた時期においては、力を誇示する権力政治的なスタンスより安定的な国際秩序の維持を求める協調姿勢が自国の安全保障に利すると考えられたのである。スティムソン国務長官の最初の2年間において、軍縮条約の推進と対中南米外交の改善にほとんどの時間が費やされた<sup>28)</sup>のも、このような時代背景が存在していたためと考えられる。

この時期における軍縮交渉は、基本的にはワシントンでの海軍軍備制限条約を推進する形で展開された。スティムソンは、国務長官就任後の最初の16ヶ月間は、この件にかかりきりだったと回想している<sup>29)</sup>。具体的には、1930年1月17日から4月22日にロンドンで開催された海軍軍縮会議において、スティムソンはアメリカ代表の立場で臨み、会議全体を仕切った<sup>30)</sup>。同会議においては、5大国のうちイタリアとフランスからの同意が得られず、日本、アメリカ、イギリスの3国間の条約を締結するに終わった。ワシントン会議に引き続いて主力艦の保有比率（トン数）についての検討が中心であったが、スティムソン自身は、無制限な潜水艦の建造競争を禁止するルールを条約に盛りこんだ点を最大の成果と書き残している<sup>31)</sup>。いずれにしても、会議を主導する立場にあったスティムソンは、列強諸国の非妥協的な姿勢を目の当たりにして、限られた分野でのわずかな軍備制限にしか踏み込めなかったことを痛感せざるを得なかったようである<sup>32)</sup>。

スティムソン国務長官が、最初の2年間における自身の功績として、ロンドン軍縮会議での（限定的な）成果とともに挙げているのが、対中南米政策の転換である。それまでのアメリカの対中南米政策の大枠は、「モンロー・ドクトリン」<sup>33)</sup>によって大まかに説明できる。モンロー・ドクトリンは、アメリカとヨーロッパ諸国の相互不干渉を提示したものと一般的には理解されているが、実際にはヨーロッパ列強の西半球（南北アメリカ大陸）への介入をけん制する目的を持っていた。つまり、中南米において積極的な「責任」を果たすのはアメリカであるという宣言である。

特に、19世紀末から始まる帝国主義的な政策の中で、アメリカがカリブ海やパナマ運河を含む同地域を自国の安全保障と深く結びつけたことは疑う余地が無い。スティムソン自身が、1927年ニカラグア内政への関与において積極的な役割を果たしていた<sup>34)</sup>。

スティムソン国務長官は、このような中南米に対するアメリカの帝国主義的な政策を修正しようとしたのである。彼自身の言葉を借りれば、対中南米政策はアメリカの安全保障との関係だけで位置づけるのではなく、「アメリカ大陸のすべての国々の独立と統合を尊重すべき」<sup>35)</sup>であるとの判断である。この転換の背景には、世界恐慌後1930年から翌31年にかけて中南米20カ国で10回の革命が起きていたという現実的な事情があった<sup>36)</sup>。スティムソンは、ニカラグアやハイチへの介入がいかにかアメリカの「誠実な (honest)」な動機からなされたものとしても、現実には現地の人々の間に感謝ではなく憎悪を醸成したと冷静に認識したのである<sup>37)</sup>。この認識の上に「中南米のナショナリズムが台頭する時代にあつては、アメリカは(撤退の)潮時を逃すべきではない」<sup>38)</sup>という現実路線に転換したと見るべきであろう。

実際にアメリカが対中南米諸国に対する帝国主義政策の清算に乗り出したのは、1933年の第7回汎米会議においてである。ウルグアイの首都モンテヴィデオで開かれた同会議で、フランクリン・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 政権のハル (Cordell Hull) 国務長官は、この地域での内政干渉権の放棄、ハイチからの撤兵、キューバに対するプラット修正の撤廃、等を宣言した<sup>39)</sup>。いわゆるローズヴェルト大統領の「善隣外交 (Good Neighbor Policy)」である。この政策により、中南米諸国に対するアメリカの露骨な支配は終わりを迎えたが、1936年の汎米会議で、両者は別の形態の支配・被支配関係に変わっていった。ローズヴェルト大統領が地域的集団防衛の構想を提示したためである。この構想は1938年の汎米会議での「米州諸国のいかなる国に対する脅威も全体に対する脅威とみなす」とする共同宣言でさらに明確になった。アメリカは、南北アメリカ大陸 (西半球) を経済的および軍事的に結束させ、顕著になりつつあった日本やドイツの脅威に対応しようとしたのである<sup>40)</sup>。中南米諸国の主権を尊重することにより同地域との友好関係を確立しながら、同時にそれらの国々をアメリカの経済圏に吸収し、巨大な経済・軍事ブロックを形成するというこのような大転換は、ローズヴェルトが政権を担当する直前にスティムソン国務長官によって形作られたのである<sup>41)</sup>。

スティムソンは、アメリカの国益の促進や安全保障の確保を第一義的に考えるからこそ、外交の現場において、対立が回避できる状況であれば、粘り強く柔軟な交渉手段を選ぶ政治指導者であった<sup>42)</sup>。そのスティムソンがウィルソン (Woodrow Wilson) 第28代大統領 (1913-1921) の外交を「奇妙な」<sup>43)</sup>と批判していた理由も、この現実的な外交姿勢から推察できると思う。彼は、ウィルソンを「高い理想を持ちながら、それが他に与える影響を予想する能力をもたない危険な考え方の持ち主」<sup>44)</sup>と批判していた。「世界は民主主義にとって安全な場所ではない」という戦争教書 (1917年)<sup>45)</sup>でアメリカの参戦を促し、議会の反対を押し切って国際連盟への加盟を果たそうとしたウィルソンの外交は、「宣教師外交」と呼ばれることがある。その宣教師のような、他人 (他国) の内面 (内政) に深く入り込み、自身 (アメリカ) の考えと理想に沿う形で、しかも必要とあれば力づくで、相手 (他国) の内面 (内政) を変革しようとする姿勢を、ス

ティムソンは手厳しく批判したのである。ウィルソンの理想自体がいかに優れたものであっても、実際には他の主権国家に特定のイデオロギーや体制を強制することはできないし、また必然的に相手側に憎悪を植え付けるそのような強制は、結果的にアメリカの安全保障を阻害することをスティムソンは見抜いていたのである。

現実主義に基づく協調姿勢と交渉による問題の解決をモットーとしたスティムソン外交はしかし、1931年9月以降に変更を余儀なくされた。この変化の背景に存在したのが、柳条湖事件とその後続いた日本の満州侵略であった。次節以降において、戦間期後半の時期におけるアメリカ外交を担当したスティムソン国務長官の立場と考え方を明らかにし、それがどのようにその後のアメリカの諸政策に受け継がれていったかを考察してみたい。

#### IV. スティムソン・ドクトリンの形成過程

スティムソン自身が1936年に回想録の形で発表した『極東における危機』<sup>46)</sup>は、柳条湖事件が起きる前日の様子から描かれている。1931年9月17日、駐米日本大使の出淵勝次が、一時帰国の挨拶をするために国務省のスティムソンを訪れた。プリンストン大学に在学中の二人の息子を持つ出淵大使が、「日米親善のため、人質（二人の息子）を出した」<sup>47)</sup>と冗談を言うほど、両者は互いに気心が知れる間柄になっていたらしい。ところが「この後48時間以内に」<sup>48)</sup>状況は激変した。満州事変の勃発である。出淵大使の日本への一時帰国は直ちに中止となり、日米両国は互いに相手側の一挙手一投足を観察する息苦しい局面に突入していった。

柳条湖事件に始まる日本の満州における軍事行動に対して、明確な抗議を示す必要を確信したスティムソンは、フーヴァー大統領や英仏両国などの反対を押し切って、自らの立場を明らかにしていくことになる。一般にスティムソン・ドクトリンと呼ばれるこの抗議表明は、具体的には、1932年1月に日中両国に送られた同文の通牒<sup>49)</sup>と、同年2月にボラー（William E. Borah）上院議員宛てに書かれた書簡<sup>50)</sup>の両者から成る。スティムソン・ドクトリンの内容に関しては次節で考察するが、ここでは、日々の業務が克明につづられている『スティムソン日記』をたどりながら、日中両国への通牒とボラーへの書簡が、どのようなプロセスで作成され、いかなる意図をもって発表されたかを明らかにしてみたい<sup>51)</sup>。

1931年9月23日、満州情勢（柳条湖事件）の深刻さを認識したスティムソンは、「日本に対し、（我々が）行動を見ていると知らせる必要がある」と、閣議でコメントした。

同年11月6日、フーヴァー政権での最長（2時間）の閣議において、スティムソンは日中両軍の戦いが本格化していることを指摘し、日本国民が「軍国主義者になりつつある」と発言した。

同年11月7日、満州の状況がさらに悪化して「万一の場合」になったらどう対応するかというスティムソンの問いに、フーヴァー大統領は「戦争を誘発する禁輸（embargo）のような経済制裁は回避し、駐米大使を召還するというような（穏健な）対応をしたい」と答えた。スティムソンは自身の考えも同様と書き残している。

同年11月9日、出淵日本大使から幣原外相の融和的な返書<sup>52)</sup>（スティムソンは、日中両国に早期解決を促した連盟理事会の要望に従うよう勧告する覚書を11月3日付で日本に送付してい

た)<sup>53)</sup>を受け取り、「根本的な問題の解決に向けて努力する」とする日本政府の言葉が本当であれば、「事態は改善」に向かうかもしれないと記している。

同年11月16日、日本が満州に傀儡政権を樹立するかもしれないとの特電を受け取り、スティムソンは幣原返書との食い違いに気付いた。「日本陸軍の行動を日本政府が止められないでいる」と記している。

同年11月19日、朝食時に日本軍がチチハル(Tsitsihar)を占領したとの知らせを受ける。スティムソンは、日本軍の行動を「不戦条約および9カ国条約に違反する目に余る行動」と記す。出渕大使から、若槻(禮次郎)、幣原(喜重郎)、井上(準之助)の暗殺計画があったことを知らされ、「日本はもはやコントロール不能の狂犬(mad dogs)のもとに権力が渡った」と述べ、「これまでの融和的な対日外交は挫折した」と記している。

同年11月20日、連盟が柳条湖事件の調査の実施を決定したとの知らせを受けた。

同年11月21日、出渕大使から、日本はチチハルから撤退し、連盟による(柳条湖事件の)調査を認めるだろうという報告を受け、スティムソンは「素晴らしい変化」と喜んだ。

同年11月22日、日本が遼寧省錦州(Chin-Chow)に駐留する(張学良率いる)中国軍への攻撃をほのめかしていることを知り、ショックを受け、「もし日本がこのような行動に出れば、誰も日本を信用しなくなる」と記している。

同年11月26日、日本軍が錦州への進軍を開始したとの電報を受け、「日本軍はほかのどの組織よりハードボイルドである。世界の意向を無視して突き進むことが可能だと考えている」と記している。

同年11月27日、日本軍が明らかに東京(政府)の指示を無視して進軍を開始したことを知り、「日本陸軍は迷走し、自らの政府すらも無視している」と述べた。同日、フーヴァー大統領に日本への経済制裁の必要を述べ、「世界中が(制裁に)参加すれば日本を早期に降伏させることができる」と訴えた。しかし、フーヴァーは制裁に反対の立場を変えなかった。

同年12月3日、キャッスル(William R. Castle) 国務次官、ホーンベック(Stanley Hornbeck) 補佐官らとの協議の中で、「満州における日本人とその財産を守るためと自らの行動を正当化する日本軍の立場を断じて認めることはできない。我々(アメリカ)が日本軍を監視していることを知らせる必要がある」と述べた。

同年12月6日、フーヴァー大統領の「経済制裁に対して全面的に反対をしているわけではない」との返答に驚いたと記している。ただし経済制裁に関しては、アメリカが単独で実施することは避け「9カ国会議で決めよ」との意見であったことを確認している。同日、上院議員のボラーから、上院の外交委員会でスティムソンの(日本に対する抗議文に関する)説明を聞く機会を設けてもよいとの約束をとった。

同年12月11日、若槻内閣総辞職の知らせを受ける。フーヴァー大統領は「アメリカは日本に対して強い行動をとらなければならない」と述べたが、具体的には何の指示も出さなかった。スティムソンは「現実の日本の行動の強さと比べると、大統領のメッセージは弱い」と批判的なコメントを記している。



同年12月23日、出淵大使を自宅に呼び、日本の正規軍が錦州に進軍するようなことになれば、それは間違いなく「侵略行為」であると伝えた。かわいそうな老人（出淵）は、いつものように受け身であったと記している。

1932年1月2日、日本軍がついに錦州を占領したとの知らせを受け、満州危機はクライマックスを迎えつつあると記している。

同年1月3日、日中両国への通牒の作成始まる。

同年1月5日、通牒草案をイギリスおよびフランス両大使に見せる。

同年1月6日、対日中通牒についての最終会議を行い、フーヴァー大統領に、明日、日中両国に同文の通牒を送付すると伝える。

同年1月9日、ステイムソンの同通牒に反対するイギリスの立場を知り、ボラー上院議員とのつながりを強化し、議会からの支持を確実にする必要を確認した。

同年1月25日、ステイムソンがワシントンを離れている間に、日本の侵略が上海にまで及んでいることを知らされる。同日、イギリス大使リンゼイ卿（Sir Ronald Lindsay）との会談の中で、「日本に国際的合意を分からせる必要がある」と述べ、イギリスの支持を強く求めた。

同年1月26日、閣議において、ステイムソンは緊迫する上海情勢に言及した後「日本に対してアメリカを恐れさせることが必要」と述べた。フーヴァー大統領は「自分はアメリカのためであれば戦うが、アジアのために戦うことはしない」と相変わらずの持論を展開した。同日の日記に、ステイムソンはセオドア・ローズヴェルト（Theodore Roosevelt）第26代大統領（1901~1909）の言葉（"Speak softly but carry a big stick"<sup>54</sup>）を引用し、フーヴァー政権下で自身の外交を展開することの難しさを、次のように激白している。「私は、撃つ準備が整うまでは銃は抜かない。しかし、戦いに負ける確率が千分の一になった時、私は自国の大きさと力を見せつけ、必要であれば戦う意思のあることを決して否認しない。現在の世界情勢において、これ以外の立場の表明が功を奏するとは思わない」。

同年1月27日、日本人を the Japs と表現した。

同年1月29日、ステイムソンは、上海事変の概要を閣議で説明し、中国都市の人口密集地への爆撃を実施した日本軍の残虐な行為は決して正当化できない（an unjustifiable attack）と厳しく批判した。

同年1月30日、上海事変の後、協力的になったイギリスとの共同抗議声明を日本に送付したと報道機関に伝えた。

同年2月1日、マクドナルド（Ramsay MacDonald）英首相およびサイモン（Sir John Simon）英外相との電話協議を行い、イギリス政府から仏伊両政府に対して対日抗議への参加を呼びかけるとの約束を取り付けた。同日、日本軍が南京への無警告攻撃を開始したことを知り、出淵外相に抗議の意を伝えるとともに、「日本軍はコントロール不可」と記した。

同年2月5日、日本との交渉を継続してはどうかというサイモン英外相からの電報を受けとり、「日本にさらなる交渉をお願いするのではなく、不承認を明示して日本をかんかんに怒らせる方がいい」と書き残している。さらに、同日の閣議でサイモン外相の提案を「威厳が無く有効性も無

い」と批判した。

同年2月6日、連盟が日本との交渉継続を望むとの結論を出したという報告を受け、交渉を打ち切るべきだという自身の提案が却下されたことを知る。ジュネーヴのフォーブズ (Cameron Forbes) 米代表から、「日本は休戦提案に応じるだろう」との報告を受けたが、スティムソンは「ただの時間稼ぎかもしれない」とコメントを残している。

同年2月8日および9日、両日ともに白熱した閣議が開催された。8日の閣議の後、国務省内での協議で、スティムソンは「上海事変は、無防備の民衆を狙う正当化できない侵略で、1914年のドイツによる（中立国）ベルギー侵犯に匹敵する攻撃である。ベルギー侵犯の時、同国と中立条約を締結していなかったアメリカには何の条約上の義務も無かったが、現在は国際法上の状況が異なる。すなわち、不戦条約ならびに9カ国条約第7条に基づき、アメリカは日本の違反を批判すべき立場にある」と述べた。

同年2月13日、議会下院で対日禁輸の問題が審議されていることを知り、補佐官のロジャーズ (James G. Rogers) を説明のため派遣した。

同年2月15日、サイモン英外相からの電話を受けた。イギリスは満州問題においてアメリカとの共同路線はとらないと説明され、イギリスの立場が「近視眼的」とであると記している。同日、出渕大使が説明に来るが、スティムソンはもはや信用できないという姿勢で応じた。

同年2月19日、「考えと行動がひどく乱れた日」と記している。対日抗議においてイギリスが反対であることが明らかになり、「単独で抗議して、他国からの同調が無い場合、アメリカは弱い立場になる」と弱気なコメントを残している。

同年2月21日、上機嫌のフーヴァー大統領から電話で、連盟が1月7日のスティムソンの対日中通牒を承認したことを知らされた。同日、門戸開放政策に関するコメントをスピーチ以外の方法で提示したいと述べたスティムソンに、ロジャーズ補佐官が、誰かに当てた書簡という形はどうかと提案した。

同年2月23日、ボラー宛の書簡の草稿をフーヴァー大統領に見せた。同草稿を高く評価した大統領は、少しはにかんで「1月7日の通牒に言及した部分に、『大統領の指示で』を加えてくれるか?」と尋ねた。スティムソンは快諾した。

同年2月24日、ボラー宛の書簡（声明文）を英、中、日の各大使館とジュネーヴ（連盟）に打電した。

同年2月29日、連盟はアメリカ案（スティムソンの対日中通牒ならびにボラー宛書簡）に添う形で決議を採択するであろうとの報告を受けた。再び the Japs の表現。

同年3月3日、「イギリスは極東問題でアメリカとは歩調を合わせない」というロンドンの報道に「顔を殴られたようなショックを受けた」とある。

同年3月7日、英仏伊の3国が日本と妥協をしないように「連盟には襟を正してもらわなければならない」と記している。

同年3月9日、自宅に補佐官を呼んで極東問題を協議する際に、「門戸開放政策（9カ国条約）の枠内での異なる二つの文明間で軍事衝突が起きないはずは無い」と述べた。

同年3月11日、スティムソン・ドクトリンを基調とする決議が連盟総会において採択された。スティムソンは、「(自分の) 不承認ドクトリンが国際法への大きなステップを踏んだ」と書き記している。

## V. スティムソン・ドクトリン

国際社会が、日本の満州侵略に対して消極的な対応を選び、連盟も軍事的制裁はおろか経済制裁にも踏み込めなかった状況下で、スティムソン自身が「倫理的制裁」<sup>55)</sup>と呼んだスティムソン・ドクトリンは、前節で確認したようなプロセスの中で作成された。スティムソンは、回顧録で、この倫理的制裁を通して意図したものは「中国を勇気付け、アメリカ国民を教育し、連盟を促し、イギリスを揺り動かし、日本に警告を与える」<sup>56)</sup>ことであったと述べている。ではここで、スティムソン・ドクトリンの概要を説明しておきたい。

1932年1月7日に日中両国に送付された通牒の全文は、以下のようなものである。

錦州に対する(日本の)最近の軍事作戦により、1931年9月18日以前には存在していた南満州における中華民国の行政権限は完全に破壊されました。アメリカ合衆国は、最近国際連盟理事会が承認した中立委員会が中日両国の間に存在する諸問題の最終的な解決を促すことを確信しております。しかしながら、現在の情勢とわが国の諸権利ならびに諸義務にかんがみ、合衆国政府は日本帝国政府と中華民国政府の双方に対して、以下のように通告します。アメリカ合衆国の条約上の諸権利や中国におけるアメリカ市民の諸権利——(具体的には)門戸開放政策として知られる、中華民国における主権、独立、あるいは領土的ならびに行政的保全の権利——を損なうような中日両政府あるいはその仲介者によるいかなる条約や合意を認めることはできませんし、既成事実化されたいかなる状況の合法性(legality)も認めません。また、1928年8月27日に締結されたパリ条約(不戦条約)、これにはアメリカのみならず中日両国も加盟しておりますが、の誓約と諸義務に反するいかなる状況、条約、あるいは合意も認めることはできません。

続いて、同年2月23日付けのボラー上院議員あての書簡を概観したい。『回顧録』に全文(6ページ)が収められているが、ここでは要点を箇条書きにする。

- 1) 貴殿(ボラー上院議員)は、最近の中国情勢に対してわが国の政策がどうあるべきかについて——(特に)いわゆる9カ国条約が依然として適用可能か、効力を持っているのか、あるいは修正の必要があるのかということについて——私の意見をお尋ねでした。
- 2) アメリカの対中政策は、ジョン・ヘイ国務長官が1899年に表明した門戸開放政策以降一貫しています。ヘイ国務長官は、(1)対中国通商における機会均等、および(2)そのような機会均等を維持するため、中国の領土的並びに行政的統合の必要、の二つの原則を訴えました。
- 3) 門戸開放政策は、1921年から1922年にかけて、太平洋に権益を持つすべての列強が参加

した（ワシントン）会議において、いわゆる9カ国条約として結晶化しました。

- 4) 9カ国条約が署名されたとき、中国では専制的な政府が革命勢力によって倒され、自由主義的な共和政体が成立しつつありました。9カ国条約は、中国のこのような近代国家への移行を妨げるような攻撃的政策を自制する姿勢を締約国に求めるものでした。
- 5) 条約にいたる審議の過程で、イギリス代表のバルフォア卿（Lord Balfour）は、「“ 権益権（spheres of interest）” というような古い発想を持つ代表は、ひとりとして交渉の場にいなかった」と述べ、日本代表の幣原男爵も「中国が自国を統治する神聖な権利を否定する者はいなかった」と日本政府の立場を表明しました。
- 6) ワシントン会議は基本的には軍縮会議でしたが、海軍の軍備競争の停止だけでなく、世界平和、とりわけ極東における平和を脅かすさまざまな問題の解決の促進を図ることを目的としておりました。
- 7) 9カ国条約が締結されてから6年後に、パリ条約、いわゆるケロッグ＝ブリアン条約（不戦条約）が結ばれ、強国による弱小国への侵略を否定する政策は強化されました。すべての紛争を恣意的な力によってではなく、正義と平和的手段で解決しようとする方向を得たのです。
- 8) 最近の満州ならびに上海での状況は、極東に権益を持つすべての国に対して、これらの合意（9カ国条約と不戦条約）を忠実に守ることの重要性を喚起するものです。紛争の原因や（中日）両国のどちらに非があるかを問うことは不要です。責任や原因に関係なく、前述の二つの条約の合意に立ち戻らなければ、いかなる和解も実現できないからです。
- 9) 以上がアメリカ政府の見解です。

スティムソンが、門戸開放政策（9カ国条約）と不戦条約を法的な根拠として、日本の満州侵略の違法性を明示しようとしたことが確認できる。また、この抗議行動にいたる直接の契機として、1931年の柳条湖事件ではなく、奉天から錦州攻撃へと日本軍が侵略を拡大した時点であった点が明確になる。さらに、満州や上海における軍事衝突において、日本側の非を一方向的に追求する姿勢を控えた点も注目すべきである。『日記』のなかでは、すでに見たように、「狂犬」のような「どの国よりもハードボイルド」な「ジャップ」と、日を追うごとに熾烈な対日批判を展開していたスティムソンであるが、公式声明においては事態の悪化を誘発するような言葉遣いを自制していたことが分かる。アメリカがこの時点で明確にしているのは、中国の政治的統合と対中通商における権益の維持であり、それらを妨げるような日本軍の行動は一切認めないということである。

## VI. 結びにかえて

両大戦間期におけるアメリカの対東アジア政策を見ると、最大の転換期をスティムソン・ドクトリンに見出せると思う。すでに述べたように、第一次大戦後のアジアを規定した国際的な枠組みはアメリカが主導したワシントン体制であった。同体制下で、主要海軍国は軍備制限を自ら

に課し、アジア、とりわけ中国における権益や通商における機会均等の立場を確認した。このような国際的措置は、世界の平和と繁栄を保証するものとして喧伝されたが、同時にこの体制下の最大の受益国であるアメリカの立場を鮮明にする結果をもたらした。したがって、日本の満州および上海への勢力拡大は、アメリカにとって世界秩序を乱す行動であるとともに、自らの極東における利益を侵害する行動と考えられた。スティムソン国務長官が、明確な反日政策を敬遠したフーヴァー大統領の反対を封じてまで、日本への（倫理的）制裁に踏み切ったのは、このような国際状況を背景としていた。スティムソン・ドクトリンは、アメリカの国益に沿った外交方針の表明であったと言って差し支えないだろう。

スティムソン・ドクトリンがもった意味とそれが発表された状況について、すでに検証した結果をまとめながら考察してみたい。第一に、スティムソン・ドクトリンは、9カ国条約と不戦条約という二つの国際協約に基づいて、日本の違反行為を断定している。9カ国条約は、すでに指摘したように、アメリカの利益を最大限守る門戸開放主義を条約化したものであり、不戦条約には違反者を罰する制裁が規定されていないため、実効力は期待できなかった。しかし、ソ連以外の先進国のほとんどを含む9カ国条約や、1936年末には連盟加盟国数を上回る63カ国が調印していた不戦条約がもった存在感は決して小さくはなかったと考えられる<sup>57)</sup>。スティムソン長官は、アメリカ外交の法的な基準を明確にして、国際社会により受け入れられやすい状況を説明したのである。

第二に、『スティムソン日記』が雄弁に語っているように、日本の中国における侵略行動が柳条湖事件、錦州爆撃、上海事変と拡大していくと、それに合わせてスティムソンの対日観が「懸念」から「怒り」に変わり、スティムソン・ドクトリンは「激怒」の心理状況のなかで作成されたことが分かる。すでに見たように、柳条湖事件の直後は「日本はコントロール不可」と比較的冷静にコメントを出していたスティムソンが、錦州攻撃の後では「ほかのどの組織（国）よりハードボイルド」となり、上海事変後には「ジャップ」を連発するにいたった。

また、上海事変で日本軍が中国の人口密集地への無警告爆撃を行ったことを知ったスティムソンは、同じく日記の中で、そのような攻撃を「残虐で容認しがたい」と糾弾した。軍事基地や軍事施設ではなく一般市民を攻撃のターゲットにすることを、この時期のスティムソンは許しがたい行為と断言していたのである。これが、スティムソン・ドクトリンの背景に存在した第三の状況として指摘できる。しかし、同じ人間が1945年の夏には、原爆を「周辺を建物や多くの労働者の住居に囲まれる軍事施設ないし軍事工場」<sup>58)</sup>に事前警告無しに投下することを容認した。つまり、スティムソンは、1930年代初頭には容認しがたいと考えていた大量破壊兵器の対都市（対市民）攻撃という方法を、原爆投下の決定において導入したのである。スティムソンのこの間の変化に関しては、今後の研究課題としたい。

次に第四点目として、対日抗議の明示に関して、スティムソンが実際には独断に近い方法で発表に踏み切ったことが挙げられる。フーヴァー大統領が対日経済制裁を断固拒否しても、国務省内で側近らとともに対日中通牒の作成を進めていた。また、対日抗議における英仏の立場が流動的だと判断するやいなや、アメリカ議会の賛成を動員すべくボラー宛書簡の準備を開始した。結

果的には、さまざまなルートによる働きかけを通して、国際連盟の決議に影響を与えることによって、スティムソン・ドクトリンは、内外で認知され一定の役割を果たした。自ら望む結果を得るためには、時には強行的とも思える手段を行使するスティムソンの手法が、この時点でも発揮されたと考えられる。

『スティムソン日記』で露呈したスティムソンの日本に対する激しい憤りは、しかし、対日中通牒やボラー宛書簡においてストレートには表現されていない。これが第五の特徴である。同通牒では、アメリカは「門戸開放政策（9カ国条約）やパリ条約（不戦条約）を損なうような条約や合意を認めない」とするいわゆる「不承認」の立場を表明するとどめ、「日中両国間の諸問題の解決に関しては国際連盟の判断にゆだねる」とする姿勢を貫いた。ボラー宛の書簡においては、アメリカの対東アジア政策は9カ国条約と不戦条約に即していることを重ねて説明し、紛争当事国である日本と中国に対して、それら二つの条約の遵守を要請する形をとった。また、満州や上海での紛争の原因が日中両国のどちらにあるのかを問うことは不要であると明言していたことも注目に値する。『日記』において、あからさまに日本の「侵略」を批判したスティムソンが、公式声明ではそのような表現を回避したのである。当時のアメリカ外交を担当する者として、東アジアにおける日本との競争に打ち勝ち、その地域におけるアメリカの優位を確保することを、第一義的な目標においたことは想像に難くない。そのようなアメリカの国益を考えればこそ、日本の軍国主義者を刺激することなく、その侵略行動を監視するという手段を選択したのではないか。高い理念を掲げても適切な手段を選び損じれば、結果的に理念を実現することはできないことを、スティムソンがウィルソン外交からしっかりと学び取ったことはすでに述べた。スティムソン・ドクトリンは、そのようなスティムソンが生み出した対決姿勢を意識的に薄めた対日外交ではなかったか。

スティムソン・ドクトリンは、結果的には日本の侵略の拡大を阻止することはできなかった。より正確に述べるなら、スティムソン・ドクトリンは、日本の侵略を阻止することを主要な目標とした外交ではない。スティムソン自身が日記や回顧録で繰り返し記しているように、その主たる目的は、侵略行為をアメリカが見ていることを日本側に伝えることであり、アメリカの抗議が国際法に基づく正当な主張であることを国際社会に明示することであった。したがって、このような「正当な警告」を受けてもおお侵略を繰り返す者（国）には、やがて大きな制裁が加えられてしかるべきという、その後の展開における伏線的な役割をスティムソン・ドクトリンが果たしたと言えるかもしれない。特に第二次世界大戦末期の原爆の投下決定において、スティムソンを支配したさまざまな思いが、このドクトリンを発表したこの時期に形成されたとは考えられないか。このあたりの検証が、今後の研究における課題のひとつである。

## 注

- 1) すでに発表した主な研究は以下の通りである。「原爆投下決定における『公式解釈』の形成とヘンリー・スティムソン」『人文・社会科学研究』第15集，文化女子大学，2007年，51-63ページ；「スティムソン文書——アメリカの初期核政策との関連で——」『人文・社会科学研究』第16集，文化女子大学，2008年，

- 173-182 ページ；「20 世紀初頭におけるアメリカの政治・外交とヘンリー・スティムソン」『人文・社会科学研究』第 17 集，文化女子大学，2009 年，19-37 ページ；「『慈悲深い帝国主義』とヘンリー・スティムソン——アメリカの 1920 年代におけるニカラグアおよびフィリピン政策——」『人文・社会科学研究』第 18 集，文化女子大学，2010 年，9-30 ページ。
- 2) 両大戦間期の国際関係史の記述に関しては，主として以下の文献に依拠している。
- 齊藤孝『戦間期国際政治史』岩波書店，1978 年；E.H. カー，衛藤瀋吉・齊藤孝訳，『両大戦間における国際関係史』清水弘文堂，1983 年。
- 3) カー，同上書，4 ページ。
- 4) ヴェルサイユ条約の特徴に関しては，カー，同上書，4-13、46-63 ページ；齊藤，前掲書，32-47 ページ。
- 5) たとえば，国際関係学の創始者の一人であるカーは，「戦争を防止しようとする熱情的な欲求が，この研究の最初の進路と方向との全体を決定した」と述べ，第一次世界大戦終結後の国際関係においては，「ユートピア的（筆者注：リアリズムの反対語としてカーが用いた表現）」な思考が優勢であったことを指摘している。E.H. Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919-1939*, London, 1939, p.8.（井上茂訳『危機の二十年』岩波書店，1952 年，10 ページ）。また，前述の齊藤は，ロカルノ条約並びに不戦条約（両条約に関しては後述する）の成立までの時期を同大戦間期における「相対的安定期」と呼んでいる。齊藤，前掲書，113 ページ。
- 6) ルート（Elihu Root）第 38 代国務長官の 4 原則に基づく条約である。1922 年 2 月，アメリカ，ベルギー，イギリス，中国，フランス，イタリア，日本，オランダ，ポルトガル，の 9 カ国が調印して成立した。4 原則とは，1) 中国の主権・独立・領土および行政的保全の尊重，2) 中国が安定した有効な政府を樹立し維持するために障害の無い機会を与える，3) 中国全土を通じて各国の商工業の機会均等主義を擁護する，4) 友好国の国民の安全を害する行動を黙認しない，の 4 項目を指す。全文は，*Foreign Relations of the United States*（以下，*FRUS*と記す），1922, Vol.1, pp.276-281.
- 7) 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて，ヘイ（John Hay）第 37 代国務長官によって打ち出されたアメリカの対中国（清国）外交。中国の領土および行政的保全と列強の対中国関係における機会均等を主張したもので，それ以降のアメリカの対東アジア政策の基本となった。実際には，アメリカの対中貿易の促進と中国市場の開放を意図したものである。アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第 5 巻，岩波書店，1957 年，6-10 ページ。
- 8) 齊藤，前掲書，155 ページ。
- 9) 具体的には，徴兵制の復活と常備軍設置の発表（1935 年 3 月），ヴェルサイユ条約によって非武装地帯と規定されたラインラントの軍事占領（1936 年 3 月），オーストリアの併合（1938 年 3 月），チェコスロヴァキアのズデーテン地方の併合（1938 年 9 月のミュンヘン協定）などである。同上書，154-269 ページ。
- 10) *Henry Lewis Stimson Diaries (microfilm edition), Manuscripts and Archives, Yale University Library*, 以下，*Stimson Diary*と記す。
- 11) Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, New York, 1948.
- 12) Henry L. Stimson, *The Far Eastern Crisis: Recollections and Observations*, New York & London, 1936.

- 13) Sean L. Malloy, *Atomic Tragedy: Henry L. Stimson and the Decision to Use the Bomb against Japan*, New York, 2008.
- 14) David F. Schmitz, *Henry L. Stimson: The First Wise Man*, Wilmington, 2001.
- 15) Godfrey Hodgson, *The Colonel: The Life and Wars of Henry Stimson, 1867-1950*, New York, 1990.
- 16) 齊藤, 前掲書, 94 ページ。
- 17) 日本は袁世凱政府に対して, ドイツの山東省における利権の譲渡, 中国内政に対する日本の干渉, 中国における日本の勢力範囲の設定, などを要求した。同上書。なお, 原文(日本語)は, 外務省編『日本外交文書 大正三年 第三冊』(1968年)に「山東省ニ関スル条約並南滿州及東部内蒙古ニ関スル条約」の資料名で収録されている。
- 18) 「ルート・高平協定」(1908年)によって, セオドア・ローズヴェルト政権は, 太平洋における現状維持の代償に日本の満州における活動を容認した。アメリカ学会, 前掲書, 第5巻, 77 ページ。
- 19) 1922年2月, アメリカ, イギリス, 日本, フランス, イタリアの間で締結された海軍軍備制限条約。1) 戦艦・航空母艦の総排水量トン数を, 米5:英5:日3:仏1.75:伊1.75, の割合にする, 2) 3万5千トンを超える戦艦の建造を禁止する, 3) 巡洋艦以下の補助艦艇については規定しない, 等の内容を持った。齊藤, 前掲書, 97 ページ。全文は, *FRUS*, 1922, Vol.1, pp.247-266.
- 20) 1921年12月, アメリカ, イギリス, 日本, フランスの間で締結された条約。太平洋における平和の維持と領土の現状維持を約束した。この条約の締結と同時に日英同盟は廃棄された。齊藤, 前掲書, 97 ページ。全文は, *The Avalon Project, Documents in Law, History and Diplomacy, Treaty between the United States of America, the British Empire, France, and Japan*, Treaty Series 669.
- 21) 権力政治の廃絶を唱えて出発した国際連盟は, 米ソ両国が加入しない国際機構であったこともあり, 大国が絡む紛争においては無力であった。イタリアのエチオピア侵略の際の連盟の行動がこれを端的に物語るだろう。それ以前においても, アメリカが自らの勢力圏と主張したニカラグア・メキシコ間の紛争(1926年), イギリス・エジプト間の紛争, 列強と中国との間の紛争などにおいて, 連盟は争点として取り上げることもしなかった。齊藤, 前掲書, 123 ページ。
- 22) 連盟が世界的な全般軍縮を推し進める契機となった条約。同上書, 125-126 ページ。
- 23) ケロッグ・ブリアン条約, あるいはパリ条約とも称される。1928年8月パリで, アメリカ, フランスなど15カ国が調印した。戦争を違法とする観念を国際法上に確立したと評価される。全文は, [www.cosmopolitikos.com](http://www.cosmopolitikos.com) で確認できる。
- 24) 齊藤, 前掲書, 127 ページ。
- 25) Stimson & Bundy, *op.cit.*, p.188.
- 26) *Ibid.* なお, スティムソンは, 同じ表現を1945年9月11日付けのトルーマン大統領宛の覚書の中で使っている。「原爆の管理のための提案」という題目で書かれた同覚書は, 唯一の核保有国としての優位を背景に冷戦外交を展開しようとするトルーマン政権の姿勢に疑問を投げかけたものであった。*Ibid.*, pp.642-646.
- 27) スティムソンのしたたかな外交手腕に関しては, 前掲拙稿『「慈悲深い帝国主義」とヘンリー・スティムソン』を参照のこと。



- 28) Stimson & Bundy, *op.cit.*, pp.187-188.
- 29) *Ibid.*, p.162.
- 30) *Ibid.*, pp.162-173; Schmitz, *op.cit.*, pp.80-82; Malloy, *op.cit.*, pp.33-35.
- 31) Stimson & Bundy, *op.cit.*, p.172.
- 32) スティムソン自身が、「ロンドン軍備制限条約は、満期を迎える 1936 年より前に骨抜き状態になっていた」と記していた。*Ibid.*, p.173.
- 33) モンロー・ドクトリンが発表された歴史的背景に関しては、アメリカ史学会訳編『原典アメリカ史』第 3 巻、岩波書店、1953 年、13-18、132-149 ページ。全文は、U.S. Government Archives and Libraries, *Selected Documents: James Monroe, Seventh Annual Message (December 2, 1823)* .
- 34) スティムソンの対ニカラグア外交に関しては、前掲拙稿『「慈悲深い帝国主義」とヘンリー・スティムソン』を参照のこと。
- 35) Stimson & Bundy, *op.cit.*, p.176.
- 36) Malloy, *op.cit.*, p.91.
- 37) Stimson & Bundy, *op.cit.*, pp.184-185.
- 38) *Ibid.*, p.185.
- 39) アメリカ史学会、前掲書、第 5 巻、460 ページ。
- 40) 同上書、460-461 ページ。
- 41) 『スティムソン日記』には、1933 年 1 月 9 日に行われた次期大統領のフランクリン・ローズヴェルトとスティムソンの 6 時間に及ぶ会談についての記述がある。外交、軍縮、戦債、経済の広い分野での話し合いが行われ、スティムソン外交の踏襲に関して基本的な合意が得られたとある。*Stimson Diary*, January 17, 19, 1933. 特に、ハイティとニカラグアからの海兵隊の撤退を実現させたスティムソン外交は、アメリカの善隣外交の「萌芽」と位置づけられている。アメリカ史学会、前掲書、第 5 巻、460 ページ。
- 42) スティムソンの柔軟な外交姿勢は、対ニカラグア及び対フィリピン外交ですでに考察した。前掲拙稿『「慈悲深い帝国主義」とヘンリー・スティムソン』を参照のこと。
- 43) *Stimson Diary*, September 18, 1930.
- 44) *Ibid.*; Stimson & Bundy, *op.cit.*, pp.176-178.
- 45) 全文は、*FRUS*, 1917, Supplement 1, pp.195-203.
- 46) Stimson, *op.cit.*
- 47) *Ibid.*, p.4.
- 48) *Ibid.*
- 49) *FRUS, Japan, 1931-1941*, Vol.1, p.76.
- 50) Stimson & Bundy, *op.cit.*, pp.249-254.
- 51) 1931 年 9 月 23 日から 1932 年 3 月 11 日についての記述は、『スティムソン日記』に依拠する。
- 52) *FRUS, Japan, 1931-1941*, Vol.1, pp.39-41.
- 53) *Ibid.*, pp.34-36.
- 54) セオドア・ローズヴェルトの外交が「棍棒外交」と称されたのは、この表現と関連している。「棍棒外交」

の考察に関しては、Malloy, *op.cit.*, pp.110-111.

55) Stimson & Bundy, *op.cit.*, p.234; Schmitz, *op.cit.*, p.109.

56) Stimson & Bundy, *op.cit.*, p.249.

57) 筒井若水編『国際法辞典』有斐閣, 1998年, 294-295ページ。

58) 1945年5月, 原爆投下について検討した暫定委員会 (the Interim Committee, スティムソンが委員長を務めた) において合意された投下目標の基準。Henry L. Stimson, "The Decision to Use the Atomic Bomb, " *Harper's Magazine*, February 1947, p. 100.